

議第31号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例の制定について
京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例
京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。
別表一般の項中「600」を「620」に、「400」を「410」に、「2,000」を「2,090」
に、「500」を「520」に、「300」を「310」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市元離宮二条城条例の規定は、この条例の
施行の日（以下「施行日」という。）以後の入城に係る入城料及び二之丸
御殿観覧料について適用する。ただし、施行日前に徴収したものについて
は、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入城料及び二之丸御殿観覧料の
適正化を図る必要があるので提案する。